

第3章

ASEAN 諸国

1. タイ	77
関税	77
関税構造	77
基準・認証制度	78
鉄鋼製品の強制規格	78
サービス貿易	78
外資規制等	78
知的財産	81
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	81
2. ベトナム	81
セーフガード	81
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置および反迂回調査	81
基準・認証制度	82
(1) サイバーセキュリティ法案	82
(2) 輸入自動車認証制度	82
サービス貿易	83
サイバーセキュリティ法	83
知的財産	84
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	84
3. インドネシア	85
内国民待遇	85
(1) 小売業に関するローカルコンテンツ要求	85
(2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置	85
数量制限	86
(1) 輸入制限措置（米、塩、中古資本財）	86
(2) 輸入制限措置（鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ）	87
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	87
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	87
関税	89
関税構造	89
アンチ・ダンピング	90
日本製冷延鋼板に対する AD 措置	90
貿易関連投資措置	90
LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	90

基準・認証制度	91
(1) 鉄鋼製品の強制規格	91
(2) 玩具規制	91
サービス貿易	92
(1) 外資規制等	92
(2) 貨物留保	94
知的財産	94
(1) 水際での損害差止め措置	94
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	95
(3) インドネシア改正特許法	95
(4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）	96
(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	96
4. マレーシア	97
内国民待遇	97
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題 ..	97
(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	97
数量制限	97
(1) 丸太の輸出規制等	97
(2) 鋼板の輸入免除枠制度	98
関税	98
関税構造	98
基準・認証制度	98
鉄鋼製品の強制規格	99
サービス貿易	99
外資規制等	99
5. フィリピン	103
数量制限	103
未加工鉍石に対する輸出制限	103
関税	103
関税構造	103
サービス貿易	103
外資規制等	103
6. ミャンマー	105
サービス貿易	106
外資規制等	106

1. タイ

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

タイは、製造業の競争力強化等を目指した関税構造調整の一環で、実行税率の削減を実施している。2003年9月にタイ政府はゴム製品、繊維製品、鉄鋼製品、一般機械、電気機械など1,391品目の関税引き下げを閣議決定し、原則、完成品は10%、半完成品は5%、原材料は1%に引き下げられた。また、自動車のCKD（組み立て）部品も33%から30%に引き下げられることになった。

しかし、2017年の非農産品の平均実行税率は7.3%であり、特に衣料品（平均29.6%）、輸送機械（平均22.8%）で高水準となっている。個別品目としては、自動車（最高80%）、洗濯機・冷蔵庫（最高30%）等がある。一方、非農産品の単純平均譲許税率は25.6%であった。譲許率については輸送機械の25.2%をはじめとして相対的に低く、非農産品全体で71.4%にとどまっている。非譲許品目としては、自動車部品（実行税率最高30%）、自転車（実行税率最高30%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるといった観点からは、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下

回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始、2019年7月時点では約90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。タイについては、2016年7月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、タイが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、スタティックコンバーター（35%）、電気制御盤等の部分品（35%）、インクカートリッジ（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、段階的に関税が撤廃され、2023年に完全に撤廃されることになる。

また、2015年1月5日付財務省通達No.0518/Wor982にて、MFN税率（タイの関税率表ではGeneral Rate（Section 12））の大幅な変更が行われた。これはWTOウルグアイ・ラウンドでのコミットメント（2012年1月10日付）を実行に移したものの、同通達は2015年1月1日に遡って適用された。

これまでタイ政府は事前教示制度について関税分類のみ実施してきたが、2015年3月3日付（Notification 38/2558）で関税評価に、また同年3月11日付（Notification 40/2558）で原産地判定に、それぞれ拡大した。申請日から30業務日以内に回答することが約束されている。判定書の有効期限は2年。

2015年1月1日よりタイは後発開発途上国（LDC）に対し、LDC産の6,998品目を対象に関税免税・クォータ枠撤廃など市場アクセスを向上させた。

なお、2007年11月に日タイEPAが発効したことから、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関(TISI)は2016年8月、タイ工業規格(TIS)認証及び認証維持審査(輸入許可証取得)に係る規則を変更した。また、2017年3月には、形鋼の強制規格を改定したほか、電気亜鉛メッキ鋼板(EG)について強制規格を導入している。また、熱延鋼板及び冷延鋼板等についても強制規格が見直されており、今後も様々な鋼材への強制規格の改訂・新規導入を検討している。

<国際ルール上の問題>

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。タイ工業標準機関(TISI)は、本強制規格制度の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本制度については、日タイ鉄鋼対話等の二国間協議において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、繰り返し指摘をしている。

現在新たに溶融亜鉛めっき鋼板類(GI)に対する強制規格(TIS50-2561)の導入の進められている。さらに、本強制規格の公表から実施までの期間が90日間と設定されているが、これは強制規格の公表と実施との間に適当な期間をおくことを規定するTBT協定第2.12条に違反する可能性があり、2020年2月に開催された日タイ鉄鋼対話においても改善の申し入れを行った(強制規格の公表と実施との間に適当な期間

は、2001年11月のドーハ第4回WTO閣僚会議において、通常6か月以上であるとの解釈が合意されている)。

引き続き、本制度の運用を注視するとともに、過剰な規制とならぬよう両国間で協議を行っていく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法(1999年改正、2000年3月施行)に基づき、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業(資本の50%以上が外国人所有の法人)の参入を規制している。エンジニアリング業、各種小売業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能な業種は一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は<図表 I-3-2>のとおりである。

(米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除)

米タイ両国は、1966年、友好経済関係条約を締結(ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外)。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置についてGATSの約束表でMFN義務免除措置として10年間の免除登録をしているが、MFN義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

<国際ルール上の問題点>

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法のMFN免除に関しては、MFN義務は、多角的に貿

易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS 第2条 (MFN) の免除に関する付属書6でも、免除期間は原則10年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同付属書5によれば、MFN 免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は10年と明記されており(始期を1995年1月1日とすれば終期は2004年12月31日)、当該期間の経過により免除期間は終了していると解するべきである。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS2条1項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府がGATS 整合的な対応をとるよう、働きかけていく。

<最近の動き>

2007年4月に署名、11月に発効した日タイ EPA により、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティックス・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジキング・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサ

ービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話やEPA 交渉のフォローアップ会合等により、外資制限の緩和を働きかけているところである。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006年から2007年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での採決で反対多数となり、取り下げられた。2016年7月の閣議決定において、商業銀行業務に関連する事業、アセットマネージメント業、駐在員事務所の設立等が外国人事業法から除外することが承認され、2017年6月に施行された「外国人が許可取得を不要とするサービス業の指定」により、外国法人の駐在員事務所が外国人事業法から除外された。我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

<図表 I-3-2> タイにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	銀行分野については、原則として、外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限されている。2009年11月に、2010年～14年の5カ年計画(金融セクターマスタープランⅡ)が経済閣僚会議で承認され、2013年には、一定の期間において外国銀行の参入を開放することとした。これまで、同計画に基づき、外国銀行2行に、現地法人設立のライセンスが付与され、支店形態から子会社形態に移行した場合には、一定条件の下最大20支店を開設すること等を許可している。
保険	2008年2月、保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が25%以下に制限する一方で、保険当局が許可した場合には49%までの外資保有が認められ、さらに財務省の承認があれば49%以上を保有することも可能とする例外規定を定める規則が設けられている。
電気 通信	2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、サービス協定上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006年の外国人事業法改正作業(後述)の端緒ともなった。 2011年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会(NBTC)が発足した。2012年、NBTCは、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告

分野	規制の概要
	示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。
流通	外資参入が可能となるのは、小売業については最低資本金が1億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が2,000万バーツ以上となる場合、卸売業は最低資本金1億バーツ以上の場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

我が国関係機関の調査(※JETROによる「タイにおける模倣品流通実態調査」2015)によれば、模倣品・海賊版の多くが中国などのタイ国外から流入している。タイ知財局のサイトによると、2018年の税関差止件数は1029件、警察の取り締まり件数は5884件となっているが、引き続き市中では模倣品・海賊版が流通している。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとして、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、刑罰の低さなどが挙げられる。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ(第41条～第61条)、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている(第41条)。

また、日タイ EPA においても、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進するための措置をとることが義務づけられ(122条)、また、知的財産の保護に関する制度の効

率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることも義務づけられている(126条)。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

タイは、2016年に20年知的財産ロードマップを策定し、知的財産権侵害品の取締り強化を掲げ、施策を実行している。また、タイは、2018年版米国 USTR スペシャル 301 条報告書において、「悪名高きマーケット (Notorious Market)」とされたタイ国内の市場が一扫されたなどの理由から、優先監視国から監視国へ変更された。さらに、2018年、著作権保護センターが発足した。このセンターでは、警察などの政府機関と協力して、著作権を侵害するウェブサイトの遮断などを行っている。

今後も引き続き、タイ政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

2. ベトナム

セーフガード

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置および反迂回調査

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置(原SG措置)については、2017年版不公正貿易報告書117頁参照。

反迂回調査については以下の通り。

<措置の概要>

2018年7月26日、ベトナム商工省は、線材、鋼線に対する反迂回調査を開始する旨、官報で告示した。本調査の対象となる品目は、原SG措置の対象品目(ビレット、棒鋼・線材)の2次加工製品であり、これらの製品の輸入増加を理由とした調査を開始し、2019年

5月、追加課税を決定した。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム政府は、「貿易救済措置の回避行為の防止」と称し、セーフガードを含む全貿易救済措置に適用できる反迂回措置を国内法で規定し、本反迂回調査を開始したようであるが、同国内法の制定も、本反迂回調査も、WTOには未通報の状態である。

セーフガード措置は、「権限のある当局が調査を行った後にのみ」可能（セーフガード協定3条1項）であるため、新規セーフガード措置であるなら、本調査単独でセーフガードの適用要件を充足することが必要である。また、原調査の調査対象品目の見直しであるなら、原 SG 措置と合わせて要件を充足するべきである。

同時に、本反迂回調査対象は、原 SG 措置では除外されているもの、ベトナムで生産実績のない（＝競争関係がない）産品も含まれており、国内産業への損害がなく、セーフガードの適用要件を充足していない（GATT 第19条1項(a)）。

<最近の動き>

我が国はベトナム政府に対し、上記国際ルール上の問題点についてセーフガード委員会や二国間で懸念を表明。引き続き日本製品への影響の軽減に向け情報収集を行い、ベトナム政府に対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) サイバーセキュリティ法

*本法案の「サービス貿易」に係る問題については、○頁参照。

<措置の概要>

2019年1月、ベトナムでは「サイバーセキュリティ法」が施行された。本法には、ベトナム国内の外国企業に対し、代表事務所の国内設置を義務付ける規定、個人情報及び重要データの国内保存、情報システムのセキュリティ確保を義務付ける規定等が含まれており、

情報の自由な流通や、外国企業のベトナム市場への参入が阻害される可能性がある。

<国際ルール上の問題点>

本法及び本法施行令に規定される情報システムのセキュリティ確保のための技術要件や審査基準の具体的な内容は不明であるが、仮にその内容が客観性、透明性を欠き、企業にとって必要以上に大きな負担となる場合には、TBT 協定第2.2条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2017年8月に実施された同法草案のパブリックコメントや、2018年10月に実施された同法施行令案のパブリックコメントにおいて日本政府意見書をベトナム公安省に提出するとともに、WTO サービス貿易理事会やWTO-TBT委員会の場でも米国等とともに懸念表明を行ってきている。本法は2019年1月に施行されており、本法施行令については、パブリックコメントの結果を踏まえて、現在ベトナム政府内で修正作業中である。引き続きベトナム国内における動向を注視するとともに、二国間協議及びWTO等の国際会議において、ベトナム政府に対する改善の働きかけを行う。

(2) 輸入自動車認証制度

<措置の概要>

ベトナム政府は、2017年10月17日、自動車の生産、組み立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を定める政令116号(116/2017/ND-CP)を公布し、2018年1月1日に施行した。また、同年1月24日に政令116号の実施規則である通達3号(03/2018/TT-BGTVT)を公布し、3月1日に施行した。これらにより、ベトナムに輸入される自動車に対して、厳しい条件が課されることとなった。具体的には、自動車を輸入する際、「外国当局が発行する型式認可証を提出すること」や、「輸入ロット(1船)ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けること」が義務付けられている。

前者については、通常、型式認可証は、各国国内で使用される車両に対して、各国の安全基準や環境基準に基づき発行されるものであり、輸出車両向けに型式認可証を発行する仕組みは世界的にも例がない。そのため、「外国当局が発行する型式認可証」は、実質的

に取得が困難であるという懸念がある。また、後者については、規定通りの検査を行った場合、1回の輸入につき検査に時間がかかることが予想され、国内販売までの期間が長期化することが懸念されている。

<国際ルール上の問題点>

① 外国当局が発行する型式認可証の取得

ベトナム国内で使用される車両は、国産、輸入に関わらず、すべての車両について、「ベトナム当局が発行する型式認可証」を取得する必要がある。しかし、政令 116 号により、輸入車に対してのみ、追加で「外国当局が発行する型式認可証」を取得することが義務付けられた。更に、通常、外国当局が輸出車両向けに型式認可証を発行する仕組みは、世界的にもほとんど見当たらない。したがって、輸入車は、二重に型式認可証を取得しなければならず、また、実質的に取得が困難な型式認可証を求められていることから、国産車と比較して不利な状況となり、TBT 協定 2.1 条に違反する可能性がある。また、ベトナム政府は、本制度の目的を消費者保護及び環境保護であると説明しているが、これらの目的は、ベトナム国内の安全基準や環境基準に適合させることで達成可能であると考えられるところ、輸入車に対してのみ、追加で外国当局の型式認可証の取得を求めることが、正当な目的達成のために必要な範囲と言えるか疑義があり、TBT 協定 2.2 条に違反する可能性がある。

② 輸入ロット（1 船）ごとの検査

ベトナム国内で使用される車両は、国内の排ガス基準や安全基準に適合する必要がある。これらの適合性については、従来、国産車、輸入車ともに、新車種のメーカーの品質保証の資料を提出することにより確認されていた。しかし、政令 116 号により、輸入車は、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられた。一方で、国産車については、具体的な検査時期は不明であるものの、一度受けた検査結果は、36 カ月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となる場合、TBT 協定 5.1.1 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2017 年 10 月に政令 116 号が署名されて以降、在ベトナム日本政府大使館からの口上書の発出、WTO の TBT

委員会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行ってきた。また、産業界からも、現地の商工会等を通じてベトナム政府担当者への働きかけを行っているところである。2018 年 1 月の施行以降、日本からのベトナム向け自動車の輸出が停止するなどの影響が出ており、2018 年 10 月からは運用によりベトナムへの輸出は再開できているものの、今後も企業のビジネスに大きな損害を与えるおそれがある。累次に渡る働きかけの結果、2019 年 11 月には、政令 116 号を改正する旨の TBT 通報がされ、2020 年 3 月には 2018 年通達 3 号が改正され、外国当局が発行する型式認可証の取得の義務付けは廃止となり、ロットごとの検査も最長で 3 年に 1 回の検査と負担が軽減された。検査対象の車両の抽出方法等、運用面での懸念は残っており、今後とも注視が必要である。

引き続き、必要に応じて、ハイレベルでの働きかけや二国間・多国間協議の場において、ベトナム政府に対し、本規制の撤廃・改善を求めていく。

サービス貿易

サイバーセキュリティ法

*本法案の<措置の概要>及び「基準・認証制度」に係る問題については、●頁参照。

<国際ルール上の問題点>

法案には、外国企業が電気通信又はインターネットサービスを提供する際に、支店又は代表事務所をベトナム国内に設置し、ベトナムユーザー情報の国内管理を義務付ける規定が含まれている。

一般的に、外国企業は、ベトナム国外でデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、ベトナム国内への支店又は代表事務所の設置、データの国内保存に伴う追加的な負担が発生するケースが想定される。ベトナムは、GATS に基づき、コンピューター関連サービス、電気通信サービスをはじめ、多くのサービス分野において、自由化又は一部自由化を約束している。

これらの分野において、外国事業者がベトナムの事

業者よりも実質的に不利に扱われる場合は、GATS 第 17 条の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

なお、サイバーセキュリティ法の施行に関する政府議定において、こうした義務の対象が限定されることとなったが、その運用には引き続き注視が必要である。

<最近の動き>

我が国は、2017 年 10 月のサービス貿易理事会において、米国と共同で本件を議題登録し、上記の問題点について懸念を表明。その後も 2018 年 3 月、5 月、10 月、12 月のサービス貿易理事会において継続して懸念を表明。今後も関連法令の策定動向につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、外国企業が不利に扱われることのないよう求めていく。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

我が国関係機関の調査(※JETRO による「中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査」)によれば、模倣品・海賊版の多くが中国から流入しているものの、税関での差止件数は数十から百件程度との報告がなされており、税関では不正商品のごく一部を差し止めているのみと考えられる。

加えて、他の調査(※JETRO「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」2015)によると、市中に流通する有名ブランドのデジタル製品の 50%、車部品の 60%、縫製・履物・鞆の 72%、DVD・メモリーカードの 71%が模倣品との指摘もある。

この点、ベトナムにおいては模倣品・海賊版の摘発の強化等が近年見られる一方、広範な製品についての模倣品・海賊版が、依然として市場に出回っている状況にあるとの報告もされている (ICC BASCAP 「PROMOTING AND PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY IN VIETNAM」(2019 年 5 月))。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとしては、侵害実態に対して不十

分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ(第 41 条～第 61 条)、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている(第 41 条)。

また、日ベトナム EPA においても、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとることや(80 条)、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること(83 条)、知的財産の保護についての啓発(知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。)を促進するための適切な措置をとることも義務づけられている(85 条)。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2019 年、ベトナム科学技術省が 2030 年までの国家レベルの知的財産戦略を作成した (Decision No. 1068/QĐ-TTg)。同戦略には、知的財産権の執行をより改善し、知的財産権侵害を減少させることが盛り込まれているところ、今後も引き続き、ベトナム政府

の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

3. インドネシア

内国民待遇

(1) 小売業に関するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2012年8月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令2012年53号」を公布した。この規定の中で、「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用および品物の販売において、80%以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（同規定第19条）との措置が盛り込まれた。当該措置に違反したフランチャイザーとフランチャイジーには、書面による警告、フランチャイズ登録証の停止や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第33条）。

さらに、2013年12月、インドネシア商業省は、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令2013年70号」を公布した（2014年6月施行）。この規定の中で、「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の80%以上は国産品を提供する義務を負う」（同規定第22条）との措置が盛り込まれた。なお、本規定は「商業大臣令2014年56号」により一部改正され、生産の統一性を必要としグローバルサプライチェーンに由来する商品等を扱うスタンド・アローン・ブランド形態のモダンストア等に対しては、上記義務の適用が除外される旨が明記された。当該措置に違反

したショッピングセンターとモダンストアには、書面による警告、事業許可の凍結や取り消し、といった行政罰が適用される（同規定第38条）。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、いわゆるローカルコンテンツ要求であり、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものであり、GATT第3条（内国の課税および規則に関する内国民待遇）第4項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配または使用に関する全ての法令および要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

2013年11月、経済産業省とインドネシア商業省は、各々の流通業を所管する局長を共同議長とする「第1回日尼流通政策対話」を開催した。この対話の中で、経済産業省はインドネシア商業省に対して、フランチャイズ事業者に対する輸入品に関する措置の撤廃を要請した。これに対して、インドネシア側からは、措置の撤廃に向けた意向は示されなかった。また、2014年6月、「第2回日尼流通政策対話」を開催し、経済産業省は「商業大臣令2013年70号」により本措置が強化されていることを指摘しつつ、本措置の速やかな撤廃を要請した。これに対して、商業省は、指摘事項を政府内に持ち帰り検討する旨を述べ、実務者レベルの対話を開催することが提案された。その後、11月に再び対話を開催し、商業省は、「商業大臣令2014年56号」により、先述の例外措置が設けられたとの見解を示した。こうした対話に加えて、2014年6月以降のWTO・TRIMs委員会及び物品理事会の場においても、日本は米国やEUとともに本措置への問題提起を行っている。

(2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置

<措置の概要>

インドネシアは、所得税法（2008年法律36号）22条に基づき、輸入通関時に、輸入事業者から、対象品目の輸入金額の2.5%、7.5%、10%を所得税の前払い（条文番号に基づきPPH22と略称されることがある）とし

て徴収し、年度終了後に確定納税額と精算し、過払分を還付している。対象品目は消費財であり、国産品の利用可能性や国内産業の発展等を勘案して、財務大臣令において、対象品目と商品毎の前払い税率が定められている。

本制度に関して、インドネシアは、数度前払い税率の引き上げを実施している。具体的には、2013年に502品目について2.5%から7.5%に引き上げ、2015年に240品目について7.5%から10%に引き上げた。また、2018年9月には、①完成車等の贅沢品、②電化製品等の国内生産可能な消費財、③建材・タイヤ等の消費過程で使用される財など、1147品目について、前払い税率を7.5%又は10%に引き上げた。インドネシア財務省は、2018年の引き上げの目的について、ルピア安対策として、輸入品を管理し国産品の使用を奨励するためであると説明している。

所得税の輸入時前払いは、輸入事業者に金利分を負担させ、キャッシュフローを悪化させる。また、税務当局が還付額を不当に減額する事例も見受けられる。多数の品目に対する前払い税率の引き上げはこのような悪影響を増大させる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

所得税の輸入時前払い制度は、同様の徴収方法が課せられていない国内産品と比較して、輸入品についてのみ、手続的な負担や金利上の不利益を課す点で、内国税又は内国規制に関する内外差別（GATT3条2項又は4項）に該当しうる。

また、国内税（GATT3条2項）は、税金支払義務が国内事由（輸入品の流通、販売、使用又は運搬等）によって発生するものを指すところ、本税が輸入品の輸入額に課される点で、国内事由ではなく輸入行為自体によって生じるものであり、国内税ではなく輸入税・輸入課徴金と解する余地がある。本税が輸入税・輸入課徴金と整理しうる場合は、品目及びインドネシアの譲許表上の輸入税の記載次第で、輸入税に関する約束違反（GATT2条1項(b)）に該当する可能性がある。

なお、「国内法令（注：本措置の場合、税制関連法令が問題となる）の遵守」という正当化目的

（GATT20条(d)）の余地に関しては、税収確保に関して、輸入品による販売収益への課税が国産品による販売収益への課税に比して困難であるという事情は想定し難いため、国産品について同様の前払い制度を講じ

ていないという国産品・輸入品の取扱いの差を説明できず、正当化の主張が認められる可能性は低い。

<最近の動き>

2018年8月にインドネシア財務大臣が前払い税率の引き上げ案に言及した後、我が国は、現地大使館から、財務大臣等のインドネシア政府関係者に、再考や中間財等の除外について働きかけを実施した。2019年5月には、日インドネシア官民対話において議論した。現状、対象品目は基本的には消費材に限定されているが、引き上げがさらに拡大しないよう注視していく必要がある。

数量制限

（1）輸入制限措置（米、塩、中古資本財）

<措置の概要>

インドネシアでは、米、塩などについて、国内産業保護を理由に輸入制限措置を講じている。例えば、米の輸入は、商業大臣令2014年19号により、輸入目的に応じて食糧公社、米製造輸入業者又は米登録輸入業者に対して認められている。塩の輸入については、商業大臣令2012年58号により、消費用の塩については塩製造輸入業者に対して、産業用の塩については塩製造輸入業者及び塩指名輸入業者に対して認められている。

中古資本財の輸入は、国内製造業保護のため、2003年に規制が開始され、その後、1～3年ごとに継続が決定されている。

<国際ルール上の問題点>

米、塩、中古資本財等の輸入制限は、一部業者を除いて特定の品目の輸入を禁じている点や輸出・投資の拡大を条件付ける点において、輸出入に対する禁止又は制限に該当するため、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

中古自動車については、従来は特定の車種については輸入が認められていたが、2007年3月より、すべて

の中古車について輸入が禁止された。

また、中古資本財については、2015年12月、商業大臣令127号により、3種類の事業者（当該財を直接利用する事業者、修理事業者、再組立事業者）のみ輸入が認められており、各類型に応じて輸入できる中古資本財の種類が異なっている（同大臣令は2018年12月末まで有効）。

さらに、塩については、2015年12月末、商業大臣令125号により、企業が工業塩を輸入する場合は、年間輸入見込量を工業省に申請し、海洋担当調整大臣主催の会議での承認に基づき、各企業は輸入申請を商業省に行い、実際に塩を輸入する手続が公布された（2016年4月1日施行）。円滑な運用となるよう、現地大使館を通じて、インドネシア政府に働きかけている。

（2）輸入制限措置（鉄鋼製品の輸入者登録の義務づけ）

<措置の概要>

鉄鋼製品について、商業大臣令（2010年54号、2015年113号）により、非合金鋼について、輸入業者を登録制とし、輸出地における船積み前検査が義務化されることとなった。さらに、合金鋼においても、商業大臣令（2014年28号）により船積み前検査及び数量枠管理が実施されることとなった。上記の2規制が2016年12月末に期限を迎えることに伴い、規制内容の見直しを実施した上で、2016年12月、インドネシア政府は規制内容は従来のものを引き継ぎつつ、対象範囲を鉄鋼二次製品にまで拡大する新たな規制を導入した。

2018年2月に施行された商業大臣令22号では輸入承認の際の工業省の技術診断書の取得を不要とし、通関後審査の自己申告及びオンライン化による手続きの簡素化を実施した。しかしながら、商業大臣令110号（2018年12月公示、2019年2月施行）において改めて輸入承認の際の工業省の技術診断書の取得、通関後審査の一部現物確認の手続きが導入された。

<国際ルール上の問題点>

インドネシア商業大臣令による輸入業者の登録義務づけ等により、輸入許可手続きの大幅な遅延等が生じる場合や、自動輸入許可制度をとりながら輸入数量枠の設定を行っている場合等は、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。また、輸入態様が被登録業者による輸入に制限されることから、GATT第11条の

数量制限の一般的廃止に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

新規制の導入により、日本からインドネシアへの鉄鋼製品に対する輸入許可手続きが遅れている状況であり、現地大使館等を通じて、インドネシア政府に対して、円滑な輸入実現の申し入れを行っている。

（3）丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

1998年4月、IMF合意に基づきインドネシア政府は、それまで丸太と製材の輸出産品に賦課してきた輸出税を、従量税方式（材積あたり）から従価税方式（価格あたり）に改め、輸出税率を1998年4月に30%、1999年3月に20%、同年12月に15%にまで引き下げた。他方、これに合わせ、丸太・製材等の輸出総量を設定すること等を規定した輸出規制等を公布した。

2001年10月、インドネシア政府は、違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。さらに、2004年9月に、枕木やラフ製材品の輸出を禁止し、2006年3月には、木口断面積4,000平方ミリメートル以上のS4S材（4面かんながけの材）等についても輸出禁止とした。その後、輸出が認められる木材製品の基準等について、数回に渡って細かな変更がなされている。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出の禁止や総量設定については、産品輸出の制限としてGATT第11条に違反する可能性がある。特に違法伐採対策を理由にした丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通に対する制限も行われていないため、インドネシアが拠り所とするGATT第20条(g)項に基づく例外と認めることは困難である。

<最近の動き>

当該措置についてマルチ、バイなどの場を通じて、今後は正をはたらきかけていく。

（4）鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

<措置の概要>

2009年1月、インドネシアは鉱業法の改正（新鉱業法）を公布・施行し、以下の措置を導入した。

①高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

②生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

④国内供給優先義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー・鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、2012年2月に高付加価値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014年1月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後10年以内にインドネシア資本比率を51%まで高めること等を定めている。また、2012年5月には、鉱物資源に対して一律20%の輸出税を課す財務大臣令が発出された。

2014年1月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱（銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料）については、輸出禁止の実施が2017年1月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は2014年1月以降禁止された。2017年1月11日に関連大臣令が改正・施行され、暫定措置が延長された。銅については、現状の暫定措置（精鉱の輸出許可制度）が5年間延長され、ニッケルについては、低品位の鉱石について、国内精錬能力の30%以上が国内精錬所に供給される、鉱山会社が5年以内の精錬所の建設をコミットする等の条件を満たした場合にかぎり、5年間一部の輸出が認められた。しかし、2019年8月に発出された大臣令では、ニッケルの一部輸出を

認めるとした5年間の暫定措置の期限が2年間前倒しとなり、2020年1月1日からニッケル鉱石の輸出が禁止されることとなった。

<国際ルール上の問題点>

①付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT第11条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、GATT第11条に加えエネルギー・鉱物資源の輸出入の制限に関してGATTの関連規定に従う義務を再確認した日尼EPA第99条（輸入及び輸出の制限）に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT第3条・TRIMs第2条（内国民待遇及び数量制限）及び日尼EPA第63条（特定措置の履行要求の禁止）に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT11条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日尼EPA第59条（内国民待遇）及び第65条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点ですべて有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日尼EPA第61条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTOの物品理事会・

TRIMs 委員会、日尼 EPA に基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、首脳レベルや閣僚レベルでも繰り返し懸念を表明している。

一部の精鉱について輸出禁止規制実施の延期等の一定の改善はあったものの、その他の未加工鉱石の輸出禁止措置は実施され、依然として国際ルール上の問題が解消されていないことから、引き続き本措置を注視していくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014年2月、新通商法が国会にて成立した。本法は1934年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013年12月には新産業法が成立、2014年1月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、輸出入の制限等を行おうとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいて WTO 協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許

率が95.8%まで向上した。しかし、非農産品の大部分の品目において現行の譲許税率は30%~40%であり、非農産品の単純平均譲許税率は35.5%と高水準である。2018年の非農産品の平均実行税率は8.0%であり、特に衣類(平均23.9%)、輸送機械(平均13.5%)等で高水準となっている。

2004年にとりまとめられたセクターごとの関税調整計画に基づき、2005年1月1日から6分野(主に農産品)の1,964品目について、2010年までの段階的な関税引き下げ計画が決定された。また、2005年12月にも、同調整計画に基づき、農機具、完成車(自動車、二輪)、AV機器、プラスチック、アルコール飲料、エタノールについて関税引き下げ計画が定められた。

その結果、例えば、排気量1.5~3リットルのガソリン車、同2.5リットルのディーゼル車について、2006年時点での最高関税率は60%であったが、2010年には45%まで引き下げられた。また、電気製品についても平均実行税率が5.8%まで引き下げられた。

しかし、2010年12月22日に財務大臣令2010年241号が公表され、鉱工業品や農産品等に関し、2004年に定めた関税率調整計画の実施という形をとり、2,164品目(全品目の25%)の関税率の変更(1,248品目が引き上げ、916品目が引き下げ)が即日公布・施行となった。関税が引き上げられた品目には、日系企業が輸入する化学製品等も多く含まれており、これらの高関税品目については改善を求めていく必要がある。

また、下流産業の競争力強化のために、基礎化学・機械・電気電子及び造船の182品目について5%から10%へ関税の引き上げを定めた財務大臣令(2011年213号)が、2011年末に公布された。

インドネシア政府は2015年7月23日、財務大臣令2015年第132号(132/PMK.010/2015)で最恵国(MFN)関税を変更し、食品・飲料、衣服、家電製品などを中心に関税率を引き上げた。食品・飲料分野では、コーヒー、紅茶を従来の5%から20%へ、ソーセージと加工肉を5%から30%へ引き上げたほか、野菜・果物を5%から20%とした。また、自動車は従来の10~40%から50%とした。

2017年2月に財務大臣令2017年第13号(No.13/PMK.010/2017)において、輸出関税が課税される鉱物製品や皮革などの品目見直しが行われた。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定

上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点から、上記のようなタリフピーク（第Ⅱ部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許されていない品目があることや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

2008年7月に日インドネシアEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対するAD措置

<措置の概要>

2011年6月、インドネシア・アンチダンピング委員会（KADI）は、インドネシア国内の鉄鋼メーカーからの申請を受けて、我が国のほか韓国、中国、台湾、ベトナムの計5か国・地域から輸入される冷延鋼板に対するAD調査を開始し、2012年12月、当該製品についてAD措置を発動するよう最終報告を行った。この報告を受け、インドネシア財務大臣は、2013年3月に当該製品についてAD税を賦課する旨の最終決定を行った。最終決定では、日本企業について、18.6%～55.6%の高率のダンピング・マージンが課されている。

また、本件は、2015年9月にサンセット調査が開始された。

<国際ルール上の問題点>

我が国企業が輸出する冷延鋼板の大部分は自動車・電機電子産業で用いられる高級鋼材であり、インドネシア国内で生産される冷延鋼板と品質が大きく異なるため、インドネシア国内産の冷延鋼板とは競合関係に

ない。それにもかかわらず、KADIは本件調査の最終報告において国内産業の損害及び日本製冷延鋼板の輸入と当該国内産業の損害との間の因果関係を認定しているため、AD協定第3条に違反するおそれがある。

また、本件調査において、我が国企業が当該産品に係るインドネシアでの国内販売価格に関するデータを提出したにもかかわらず、KADIがファクツ・アヴェイラブル（第Ⅱ部第6章参照）を用いて我が国企業の輸出価格を認定したことは、AD協定第6.8条に違反するおそれがある。

さらに、本件は2015年9月にサンセット調査が開始されたが、2019年2月時点で調査結果が公表されておらず、AD協定第11.4条に違反するおそれがある。

<最近の動き>

2013年4月に、経済産業大臣から改めて本件AD調査・課税の対象から我が国製品を除外するよう働きかけを行うなどしたところ、2014年4月、KADIが課税見直しを開始したが、同年12月の最終決定においては、結局、日本側の主張はほとんど反映されない結果となった。その後も、インドネシア政府に対して、本件課税措置はインドネシアのユーザーのコスト増となり、当初の終期どおり、2016年3月に終了するように要請を行ってきたが、2015年9月にサンセット調査が開始された。日本政府としては、既に措置の期限を経過し課税もなされておらず、インドネシアAD法に定められた期間も経過したことから措置の速やかな終了を官報告示することを求める一方で、措置を継続する場合には当初調査段階から政府及び企業が主張しているとおり、日本製品とインドネシア製品の競争関係・代替関係を適切に検討した上で、本件AD課税の対象から我が国製品を除外するよう要請していく。

貿易関連投資措置

LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2015年5月4日、インドネシア通信情報省は、LTE機器（100Mbpsの高速通信を行うことができる次世代

の携帯端末向け（スマートフォン、モバイルPCなど）の無線通信規格のこと。）について、一定比率のローカルコンテンツ要求（一定水準のローカルコンテンツを満たさない機器については、インドネシア国内で販売することができない。）及び強制規格を規定した大臣令案を公表し、意見募集を行った。大臣令案の内容は、①公布と同時に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならない、②公布から2年以内に、無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた。また、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

その後、2015年7月27日、通信情報省は、通信情報大臣令第27号を公布し、同年7月8日に遡及して、対象となる無線基地局設備及び加入者端末について、それぞれ、30%、20%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から変更無し）。一方で、同大臣令に関する2016年2月10日付けTBT通報では2017年以降のローカルコンテンツ比率が20%と記載されており、同大臣令で規定される比率と異なっている。また、①800 MHz、900 MHz、1800 MHz、2100 MHz帯の機器については、2017年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないこと、②2300MHz帯の機器については、2019年1月1日からは、それぞれ、40%、30%のローカルコンテンツを満たさなければならないとされた（意見募集時から一部変更）。また、意見募集時と同様、無線基地局設備及び加入者端末双方に適用される強制規格も規定された。

また、インドネシア工業省は、2015年8月19日付けで、電子機器等に関する現地調達率の算定方法に関する規則（工業大臣令第68号）を公布（同月24日より施行）し、上記の無線基地局設備及び加入者端末についても適用対象とした。2016年7月に施行された工業大臣令第65号において、現地調達率の算定手法が規定されたが、本大臣令は、具体的な適用ぶりについては不明な点が多い。

<国際ルール上の問題>

インドネシア国内で販売する対象端末に対して、国内生産比率を要求する点において、内国民待遇義務違反として、GATT3条4項及びTRIMs協定2条に抵触するものとする。

<最近の動き>

経済産業省及び総務省は、上記意見募集期間中に、意見提出を行ったほか、関係業界からも意見書を提出した。また、WTOの物品理事会やTRIMs委員会等でも懸念を表明している。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

インドネシア政府は、2009年以降、熱延鋼板や冷延鋼板等の複数の鉄鋼製品に対して強制規格制度を導入した。また、ブリキ、水道管についても強制規格を導入する旨のWTO通報がなされている。

TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。インドネシア政府は、本制度の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第2.2条に違反する可能性がある。

これまでTBT委員会の二国間会合や現地協議等を通じて本制度の問題点を指摘し、特定の用途に対する強制規格の適用除外が認められるなど一定の改善は見られた。引き続き、本制度の運用を注視するとともに、必要に応じて鉄鋼対話などの場を通じて改善をはたらかけていく。

(2) 玩具規制

<措置の概要>

インドネシア玩具規制は、インドネシアへの輸入玩具に対して、①インドネシア国家規格(SNI)検査に合格した上、SNI証使用製品証明書(SPPTSNI)を取得し、②該当製品にSNI証又はSPPTSNIの添付を要求するものである。輸入玩具については、輸入業者が窓口とな

って SNI 検査を受けることとなっている。

SNI 検査では、国産品は、6ヶ月の生産ロット毎の検査が求められるのに対し、輸入品は、個々の船荷毎の検査が求められている。その理由として、インドネシアは、国内で生産される玩具が半年で約5,000個であるのに対し、輸入玩具については、一度の船積みが約5,000個であるためと説明している。しかし、輸入玩具の場合は、同一生産ロットであっても、異なる出荷日に船積みされる場合には、改めて検査を実施する必要があり、検査に要するコストが多大となっている。一般に同一生産ロットに複数回検査を行う必要性はなく、上記説明は、生産ロットの小さい国内事業者が不利にならないように配慮したものであることを示している。

また、SNI 検査を実施する試験所は、インドネシア国内に立地する指定試験所、及び、玩具安全規制に関しインドネシアと二国間相互承認協定を締結した国に立地する海外試験所に限定されている。

<国際ルール上の問題点>

輸入玩具に対する検査頻度については、輸入業者を、国内事業者よりも合理的な理由なく不利に扱っており、適合性評価手続について内外無差別を規定する TBT 協定第 5.1.1 条に違反する可能性がある。

更に、SNI 検査を実施する試験所については、現状、インドネシアと相互承認協定を締結している国はほとんどないため、実質上、海外の試験所では検査ができず、インドネシア国内の試験所で検査を行う必要があり、事業者にとっては大きな負担となっている。

<最近の動き>

2014年3月以降の WTO・TBT 委員会公式会合において、EU、米国とともに懸念を表明している。2018年10月11日には改正規制が公布・施行され、従来のサンプル検査による適合性認証スキームに加えて、選択肢として、生産工場の品質管理システムを組み入れた新たな適合性認証スキームが導入（追加）されたが、当該スキームの詳細を示すガイドライン等が公表されておらず、また、従来のスキームにおいても、輸入玩具に対する船荷毎の検査頻度や海外試験所に関する規定は改善されていない。引き続き、TBT 委員会や二国間協議等の場で制度改善を促していく。

サービス貿易

(1) 外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

インドネシアでは、民間企業が参入できない分野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率を業種ごとにネガティブリストで定めている。ネガティブリストは、2010年ネガティブリスト（大統領規定 2010年 36号）が、2014年4月に改定された（大統領規定 2014年 39号）。本改定により、運輸分野では陸上貨物・旅客ターミナルの運営等の参入禁止分野について 49%までの外資出資が認められ（ただし、運輸相からの推薦状の取得が要件）、文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備（広告、ポスター等）が ASEAN からの出資を条件として 51%までの出資が認められるなど、9 の分野で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・鉱物資源の分野では、陸上での石油ガス採掘サービスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス等で、これまで 95%の外資出資が認められていたものが内資企業に限定されるなどの条件変更や、これまでネガティブリストに規定されておらず 100%出資が可能だった分野の中で、商業分野での倉庫やディストリビューター等のように、新たに制限が設けられる（上限 33%）分野が増えるなど、外資制限の強化も行われた。

2016年5月にも、ネガティブリストが改定された（大統領規定 2016年 44号）。ネガティブリストから記載がなくなった冷凍・冷蔵倉庫、レストラン、カフェ、映画の製作及び配給、投資額 1,000 億ルピア以上の電子商取引などが、100%外資が認められたと考えられる他、売り場面積が 400~2,000 平方メートルの百貨店、倉庫、生産系列のないディストリビューター、旅行会社、職業訓練などは外資 67%に緩和された。他方、建設関係については、少なくとも公共工事に関して、工事金額・必要な技術・リスクがいずれも低・中程度の案件には外資現地法人が参入できなくなった。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

①電気通信

2014年ネガティブリストにおいては、有線及び無線/衛星通信網事業について外資出資は65%までに引き上げられた一方で、通信サービス事業については、コンテンツサービス、コールセンター等電話付加価値サービス、インターネットアクセスサービス事業、データ通信システムサービス、公共用電話回線インターネットサービス、インターネット相互連結サービス(NAP)その他マルチメディアサービスについて49%まで引き下げられた。また、通信サービスと統合した通信網の運営(移動体通信網事業と思われる)については上限65%としており、通信塔の供給・管理者(運営、レンタル)・建設サービスプロバイダーは引き続き内資100%と規定されていた。

また、電気通信分野においては、一部製品に対して、ローカルコンテンツが要求されている。2009年1月には、2.3GHz及び3.3GHzの無線周波数帯を利用している無線ブロードバンドサービスのために用いられる基地局設備に対して40%以上、通信端末に対して30%以上の国産化率が課され、また2015年7月には、通信情報大臣令 Regulation No. 27 of 2015 regarding Technical Requirement of Equipment and/or Telecommunication Devices in Long Term Evolution Technology Basis (Permenkominfo 27/2015)により、インドネシアで製造、組立または同国に輸入されたLTEを用いる製品について、基地局設備は30%以上、スマートフォンなど通信端末は20%以上の国産化率が新たに課された。更に、同大臣令においては、2017年1月1日より、800/900/1800/2100MHz帯の製品について求められる国産化率が基地局設備で40%、通信端末で30%まで引き上げられ、また2019年1月1日より、2300MHz帯の製品についても同国産化率が基地局設備で40%、通信端末で30%まで引き上げられることになっている。ローカルコンテンツ要求は、WTO協定及び日インドネシアEPA上の義務に抵触する可能性もあるため、注視が必要である。

電子商取引分野においては、電子システム及び電子取引の実施に関する政令及び関連規則により、データセンターの国内設置義務や一部のソースコードについて開示義務が規定されている。さらに、自社では通信ネットワークは持たずにSNSやスマートフォンアプリ、コンテンツ等を配信する事業者、いわゆるOTT(Over The Top)については、2016年4月にOTTサービス提供者に対する規制案(インターネットを通じたアプリ

ケーション及び/又はコンテンツの提供に関する2016年通信情報大臣令案)が公表され、インドネシアにおいてOTTサービスを提供する外国事業社には、インドネシアの税制に基づいて設立された恒久的施設(Permanent Establishments)を通じて提供することを求め、さらに支払いにおいてはナショナルペイメントゲートウェイを求めるなど、各種の規制が課されている。これらの規制の一部は、GATS第16条及び日インドネシアEPA第78条が定める市場アクセス義務、GATS第17条及び日インドネシアEPA第79条が定める内国民待遇義務、並びに日インドネシアEPA第63条が定める投資にかかる特定措置の履行要求の禁止に違反する可能性がある。

なお、インドネシア政府は、2019年10月、情報電子取引法施行規則(2012年第82号)を改正し、新たに情報電子取引法施行規則(2019年第71号)を交付した。これによって、データストレージの所在地に関して、民間企業が保有するデータをインドネシア国内へ保管する義務の撤廃を含む、政策変更が見込まれる。

②流通

2016年ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資100%とされており、具体的には、1,200平方メートル未満のものをスーパーマーケット、400平方メートル未満のものをミニマーケットとして内資100%に限定されている。さらに、大統領規定2007年112号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設(駐車場・安全面)、営業時間などについて規定されている。

③音響映像、広告等

インドネシアは、外国の映画とビデオテープの配給会社の進出を禁止しており、すべての輸入、配給は100%インドネシア資本の企業に限られていた。2016年ネガティブリストにおいて、映画製作、映画技術サービス、映画配給、上演、録音スタジオ等は、外資100%に開放されているが、映画宣伝設備制作サービス(広告、ポスター、写真、フィルム、バナー、パンフレット等)は引き続き内資に限定されている(ASEANからの出資の場合51%までの外資比率が認められている。)

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、必ずしもインドネシアの

サービス協定上の約束に反するわけではないため、WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

加えて、インドネシア政府は、分野横断的に広範な外国人就業規制を課しており、一部のサービス分野において、拠点設置及び投資拡充の妨げとなっているとの指摘がある。

<最近の動き>

2007年8月20日に署名された日インドネシア EPA により、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど5分野を新たに約束した（日本資本40%まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本40%まで）を約束した。

また、前述のとおり、2016年5月、外資参入規制業種を規定するネガティブリストが2年ぶりに改定されたが、その内容は、500億ルピアまでの建設工事や100億ルピアまでのコンサルティングを中小零細企業等に限定するなど国内中小零細企業等の保護も視野にいれたものとなっている。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や EPA 交渉のフォローアップ会合等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

(2) 貨物留保

<措置の概要>

インドネシア商業省は、自国船社の競争力強化のため、2017年10月にインドネシアからの石炭及びパーム油の輸送にインドネシア船社の利用を義務づける商業大臣規則(2017/82)を公表。当初、2018年4月施行予定であったところ、自国船社の輸送能力が不足しているため2018年4月に施行を2年間延期する商業大臣規則(2018/48)を発表したが、内容については見直されていない。

また、自国の保険会社の利用を義務づける商業大臣規則(2018/80)は2019年2月から施行予定となっていたが、同年5月末まで試行期間が設けられ、同年6月から本格的に施行されている。

<国際ルール上の問題点>

GATS の基本原則に照らし、市場アクセス、内国民待遇に問題があるほか、特定分野の約束表におけるインドネシアの国際海上輸送サービスの約束内容に反する措置であり、速やかに改善が行われることが必要である。日インドネシア EPA の約束においても同様。

<最近の動き>

2018年3月以降日インドネシア EPA の見直し協議において毎回申入れを行っている他、その他の二国間協議や他国と連携した働きかけを行っている。

知的財産

(1) 水際での侵害差止め措置

<措置の概要>

TRIPS 協定第 51 条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申し立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法(法律 2006 年第 17 号によって改正された、法律 1995 年第 10 号) 第 54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じる旨が規定されており、これが TRIPS 協定第 51 条の規定に対応するものとなっている。その後、2017 年 8 月より、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する 2017 年インドネシア共和国政令第 20 号 (Indonesian Government Regulation No. 20 of 2017 on Control of Import and Export of Goods Resulting from Intellectual Property (IP) Infringement (Regulation 20/2017))」が施行され、さらに、2018 年 4 月には同政令を実施するための、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する、登録、停止、担保、一時差止、監視及び評価に関する 2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則第 40 号 (PMK. 04/2018)」が発出され、2018 年 6 月 16 日から施行されている。これにより、商標権者及び著作権者は自身の商標権又は著作権を税関に登録できるようになり、税関はこの登録情報に基づいて権利侵害疑義物品の差止めを実施

する。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり財務大臣規則などが施行されたものの、同財務大臣規則などの条文によると、税関登録ができる者の要件としてインドネシア国内に所在する法人に限られており、それ以外の日本の商標権者及び著作権者は依然として権利侵害疑義物品を差し止めるための税関登録ができない懸念がある。

<最近の動き>

本件に関して、我が国政府は、インドネシア政府に対して、2019年2月に書簡を送付し、2019年2月及び10月に意見交換を実施することで、上述の懸念を伝達の上、税関登録の要件の緩和を要望した。これに対して、インドネシア政府からは、税関登録の要件の趣旨について説明があった。しかしながら、知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置が取られる機会が日本の知的財産権の権利者に確保されるよう、引き続きインドネシア政府に対して必要な働きかけを行うとともに、関連規則の動向及び我が国企業に対する影響の情報収集を行う必要がある。

(2) 日インドネシア EPA の履行問題

2008年7月1日に発効した日インドネシア EPA では、特許・実用新案・意匠・商標の複数の出願手続等に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入(109条5項)等、TRIPS協定の保護を上回る規定が置かれている。

<国際ルール上の問題点>

しかしながら、インドネシアでは、「包括委任状」制度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定と整合性上の疑義を生じている。

<最近の動き>

インドネシアでは、2016年8月26日に改正特許法が、2016年11月15日に改正商標法が施行されたものの、「包括委任状」制度は導入されておらず、運用による対応もなされていない。

したがって、インドネシアにおける日インドネシア EPA の履行状況について、運用面を含め情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

(3) インドネシア改正特許法

<措置の概要>

2016年8月26日に施行された改正特許法第20条(1)においては、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う旨規定されている。また、当該義務を履行しない場合の取扱いとして、特許付与後に当該義務の不履行のまま36か月経過した場合に強制実施権付与の対象となるほか(同法第82条(1)(a))、特許取消しの対象にもなる(同法第132条(1)(e))。

さらに、同法第20条(2)によれば、前述の「特許を受けた物の製造や方法の使用」は(インドネシアにおける)技術移転や投資の受入、雇用の提供に資さなければならないこととされている。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS協定第27条第1項では、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたものであるかについて差別することなく特許が与えられ、及び特許権が享受される旨規定されている。したがって、このように国内実施要件を充足しない場合に強制実施権の設定対象とされることや、特に特許取消しの対象とされることはTRIPS協定第27条との整合性の観点から問題がある可能性がある。

<最近の動き>

本改正特許法に関し、2017年5月に我が国政府はEU、米国及びスイスと協同してインドネシア政府に対し上記の懸念を伝達の上、TRIPS協定の遵守の徹底を要望した。その後、2018年7月11日に特許権の国内実施に関する大臣令が発付されたところ、同大臣令によれば、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対しては、法務人権省に対して延期理由を添えて申請書を提出することにより、5年間の猶予を求めることができ、また、その猶予期間の更新が可能であるとされた。また、2019年1月24日に申請書の様式が公表された。

しかしながら、輸入のみを行う者に対して当該申請のための手続負担が負わされることは差別的な取扱いと考えられ、また当該申請を行うことにより確実に猶予が認められるのかは不透明である。そもそも、同大臣令は特許法の下位法令であるところ、仮に強制実施権の設定又は特許取消に係る訴訟が提起された場合に

は特許法の規定が優先され、同大臣令は無効であるとされるおそれもある。したがって、同大臣令は、本件について根本的な解決を提供するものではない。以上のような懸念を背景として、2019年4月に我が国政府は、EU、米国及びスイスと協同してインドネシア政府に対し上記の懸念を伝達の上、TRIPS協定の遵守の徹底を再度要望した。このような中、2020年2月、インドネシア政府は、外国からの投資を促進するため、既存の様々な法制度を改善する雇用創出関連オムニバス法案を国会に提出した。この法案の中には、特許法第20条を削除することが盛り込まれている（同法案第3部 特許 第110条）。今後とも、当該法案に関する動向を注視するとともに、必要な情報収集と働きかけを行っていく必要がある。

（４）医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）

<措置の概要>

2016年8月28日に施行された特許法改正により、第4条(f)において「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」及び「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」については発明に該当しないとされ、特許による保護の対象から除外されている。

したがって、例えば、化合物自体が知られている場合には、①その化合物に新たな疾病治療の効能を見だし新規の医薬用途としての開発に成功した場合や、②新規な形態（新たな結晶構造等）を見だし、薬としての効能の向上が認められないとしても、医薬品にとって重要な効能以外の物性（保存安定性等）を有意に向上させた場合であったとしても、特許による保護が与えられない可能性があるため、製薬企業による研究開発への投資に対して十分なインセンティブが与えられず、イノベーションが阻害される懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

特許法第4条(f)は、化学物質や医薬品の技術分野に対してのみ、より厳しい特許性の判断基準を設けるものであるとして、技術分野による差別を禁じるTRIPS協定第27条第1項に整合していない可能性がある。

<最近の動き>

特許法第4条(f)の審査実務上の指針として、審査ガイドラインが起草されているところであり、2019年中の公表が予定されていたが、2020年2月時点では公表されておらず、近日中の公開が期待されている。今後、公表後の内容を確認しつつ運用状況を注視すると共に、当該規定の廃止へ向けた働きかけを行っていく必要がある。

（５）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

インドネシアにおける模倣品の被害状況について、同国の模倣品対策団体等による調査によると、同国における経済損失は増加傾向にあり、2014年で65兆1,000億インドネシア・ルピア（約5,924億円）と推定され、一部の製品（皮革製品・衣類・ソフトウェア・プリンタのインクカートリッジ）における模倣品が全体の商品に占める割合は30%を超えると報告されている（※2018年模対マニュアルより）。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景のひとつとして、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（第41条～第61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（第41

条)。

また、日インドネシア EPA においても、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとることや (106 条)、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとること (109 条)、知的財産の保護についての啓発 (知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。) を促進するよう努めること (111 条) が義務づけられている。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インドネシア税関では権利侵害疑義物品の差止めを実施する規則整備が整ったとされているが、上記

(1) 水際での侵害差止め措置に記載のとおり問題も存在する。今後も引き続きインドネシア政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

障壁を設けている。具体的には、輸入ライセンス (AP : Approved Permit と呼ばれる) が与えられる輸入業者については一定のマレー資本が入ったブミプトラ系企業とし、またマレーシア国内で自動車生産を行う企業による完成車輸入に対して、輸入許可制度を通じて事実上輸入車の台数規制を実施している可能性がある。

詳細は、2016 年版不公正貿易報告書 94 頁参照

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度

マレーシア政府は、2006 年 3 月にマレーシア工業開発庁 (MIDA) が発表した「第 9 次 5 年計画」、「国家自動車政策 (NAP)」の下、産業連携プログラム (Industrial Linkage Program (ILP)) という物品税の割戻し制度を導入した。同制度は、完成車に占める国内調達部品等の国内付加価値の割合に応じて、物品税が割戻しされる仕組みとなっており、国産自動車部品を一定の要件を満たしたサプライヤーから調達していることを条件としていた。エコカー (Energy Efficient Vehicle (EEV)) プログラムに焦点をおいた 2014 年 1 月の NAP の見直しにより、物品税の割戻し制度も改定され、物品税割戻しによる減税効果を特に享受しうることとなった。

詳細は、2016 年版不公正貿易報告書 95 頁参照

4. マレーシア

内国民待遇

(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく輸入制限問題

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し、それ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課につき、差別的な取扱いがなされてきた。物品税制以外にもブミプトラ系企業を優遇する等の目的で非関税

数量制限

(1) 丸太の輸出規制等

<措置の概要>

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985 年から指定された 27 樹種及び直径 12 インチ以上のすべての樹種について輸出を禁止している。サバ州では、1996 年 11 月から輸出の数量規制を行っていたが、2018 年 5 月からは丸太の輸出を禁止している。サラワク州では、1999 年から天然林由来の丸太生産量の一定割合 (2017 年 7 月からは 80%) を州内加工用とし、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として 1980 年からラミン丸太を、1993 年からホロー・

アラン・バトゥ丸太の輸出をそれぞれ禁止している。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT 第 11 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

上記措置については、マルチ、バイなどの場を通じて、今後とも是正を働きかけていく。

(2) 鋼板の輸入免税枠制度

マレーシアでは、電気亜鉛めっき (EG) 鋼板をはじめとする鉄鋼製品に総じて 50% の高い関税が課されていたが、2009 年にマレーシア国際貿易産業省 (MITI) 及びマレーシア工業開発庁 (MIDA、現マレーシア投資開発庁) は、国内調達が不可能な鋼板について、輸入者に一年間の期限を付した輸入免税枠を付与する制度を設けた。しかしながら、制度の手続きや国内製造の可否の判定基準が不透明であることに加え、国内調達の可能性判定にあたり国内鉄鋼メーカーの意見が優先的に採用され、免税申請が全量認められなかったり、審査や輸入免税枠取得に時間を要したりするなど、日本にとって不利益となるケースが見られた。これらの状況を踏まえ、これまで本免税制度の運用について政府間協議及び官民協議を数次実施し、両国間で共通認識を得るとともに、一定の運用の明確化が図られ、一部改善がなされた。制度の公平・公正な運用の観点から、輸入免税の判断基準の明確化や手続きの更なる迅速化など、引き続き注視する必要がある。

詳細は 2017 年版不公正貿易報告書 110 頁参照

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

マレーシアにおける 2017 年の非農産品の単純平均譲許税率は 14.9% であるが、電気機器の最高 40%、自動車用ゴム製タイヤの 40%、衣類の最高 30% など譲許税率の高い品目が存在する。また、譲許率は非農産品全体では 81.9% である。非譲許品目としては、トラクター (最高実行税率 30%)、自動車 (最高実行税率 30%) 等がある。2017 年の平均実行税率は 5.3% であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるという WTO の精神に照らして、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012 年 5 月から ITA 拡大交渉が開始され、2015 年 12 月に妥結した。対象品目 201 品目の関税撤廃は 2016 年 7 月から順次開始され、2019 年 7 月時点では約 90% の関税が撤廃され、2024 年 1 月には、全 201 品目の関税が 55 メンバーについて完全に撤廃されることになる (詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 拡大交渉を参照)。マレーシアについては、2016 年 7 月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、マレーシアが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、新型半導体 (30%)、テレビ受信機 (30%)、ゲーム機 (30%) 等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023 年には完全に撤廃されることになる。

また、2016 年 1 月 1 日より、機械機器及び部品について、Order No. P. U. (A) 305/2015 で 7 品目 (HS8419、HS8421) の MFN 税率を、Order No. P. U. (A) 306/2015 で 14 品目 (HS8419、HS8421、HS8511) の ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) 税率を、削減・撤廃した。なお、2006 年 7 月に日マレーシア EPA が発効したことにより、我が国から輸出するほぼ全ての鉱工業品につき 10 年以内に関税が撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

マレーシア政府は、2008年より鉄鋼製品に強制規格を導入し、対象品目をマレーシアが輸入するためには適合性評価許可証(COA)を取得する必要がある。また、マレーシア標準工業研究所(SIRIM)又は海外検査機関による年1回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎にSIRIM又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定第5.1.2条に違反する可能性がある。さらに、TBT協定第5.6.2条において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

本適合性評価手続については、過去のTBT委員会の二国間会合等においても懸念を表明している。引き続き、本制度の運用を注視していく。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

国家権益に関わる事業、すなわち水、エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等に関しては、政府は外

資参入を30%までに制限している。その他の民間企業に対する外国資本出資比率は、所轄官庁のライセンスや許認可に課された出資条件による。

ライセンスを必要としない販売・サービス業の出資比率は、従来、外国投資委員会(FIC)のガイドラインにより、ブミプトラ資本最低30%の保有が求められていた。しかしながら、経済成長の牽引役としてのサービス産業の活性化、成長を重要視しており、外資の誘致にも貢献するとして、2009年4月22日マレーシア政府は、サービス産業の自由化を発表し、サービス産業27分野でこれまでの最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を即時撤廃し、外資100%が認められるようになった。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン(改正/2008年1月1日発行)」が撤廃され、FICは解散した。但し、既存会社について、他の所轄機関より発行されるライセンスや認可により既に課されている資本条件は、引き続き有効であるとした。

マレーシアにおける主な外資制限は以下のとおりである。

①金融

2009年4月27日に、マレーシア首相が発表した金融セクターの自由化により、①ライセンスの新規発行、②外資出資制限、③運営営業の緩和に係る規制について緩和が図られた。概要は以下の通り。

○2010年6月にマレーシア中央銀行は、新たに5つの外国銀行に商業銀行免許(フルバンク・ライセンス)を発給する旨発表。邦銀ではみずほコーポレート銀行、三井住友銀行の2行に対して免許の発給が決定された。

○投資銀行やイスラム銀行、保険会社やタカフル保険運営者に対する外国資本の出資制限を、これまでの49%から70%に緩和した(ただし、国内の商業銀行に関する外資の制限は30%のまま据え置き(単独の出資上限も20%に据え置き))。

○2010年から現地法人化している外資系の商業銀行が本格的な支店を4カ所設置すること、および小規模金融を行う支店を10カ所設置することを認める。

2013年5月、金融機関の健全性及び金融システムの安定確保のため、法的な規制枠組みを構築・強化することを目的とした「2013年金融サービス法」が施行された。これにより、マレーシア中央銀行が管轄する4

本の法令（1989年銀行・金融機関法、1996年保険法、2003年決済システム法、1953年為替管理法）が廃止され、金融サービス法に一本化された（イスラム金融方式の銀行、保険などを規制する法令は、イスラム金融サービス法に一本化。）。

改正のポイントとしては、銀行の業務範囲の制限、金融機関の健全性基準、金融機関の役員等の適格性要件、金融機関の株主の適格性基準、金融持株会社規制の導入、外国為替取引規制の一部緩和等があり、これにより多くの業態において参入規制が厳格化されることとなった（例えば、以前は銀行、投資銀行、保険会社については、中央銀行の承認事項であったが、改正により財務大臣の認可が必要となる。）。

②電気通信

2011年10月、マレーシア首相は、2012年度予算案の議会演説において、電気通信分野を含むサービスセクター17分野で自由化を実施すると発表した。これを受け、2012年1月より、9分野が自由化され、電気通信分野については、アプリケーション・サービス事業者免許（音声サービス、データサービス等の特定の機能を提供するための免許）については外資100%まで認められた。2012年11月16日には、サービスセクター17分野のうち、更に6分野の自由化について発表が行われ、電気通信分野については、ネットワーク設備事業者免許（衛星基地局、光ファイバケーブル等の設備等を所有するための免許）及びネットワーク・サービス事業者免許（基本的な接続及び帯域を提供するための免許）について外資70%までの出資が認められている。一方で、電気通信分野について、30%のブミプトラ資本参加を含む免許条件の付与対象であるとされている。

③流通

国内取引・協同組合・消費者省（MDTCC）は2010年5月12日、「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改定を発表した（同年1月6日に遡って発効）。新ガイドラインでは、ハイパーマーケット（5,000平方メートル以上の販売床面積があるセルフサービスの販売店）及びスーパーストア（3,000平方メートル以上、4,999平方メートル以下の販売床面積があるセルフサービスの販売店）を除いて30%のブミプトラ資本条件が削除され、外資100%が可能になった点で大きな改善といえる。一方で、コンビニエ

ンスストアなどは、引き続き外資参入禁止業種とされている。（下記に流通分野における外資参入禁止業種の一覧を記載。）なお、外資の資本参加、買収、合併などは、MDTCCが管轄官庁となり同省からの認可を必要とする。また、旧ガイドラインでは最低資本金は100万リングと定めており、金額の変更はないが、新ガイドラインでは資本金は普通株のことに明記された。

流通分野における外資参入禁止業種

- スーパーマーケット/ミニマーケット（販売フロア面積が3,000平方メートル未満）
- 食料品店/一般販売店
- コンビニエンスストア
- 新聞販売店、雑貨品の販売店
- 薬局（伝統的なハーブや漢方薬を取り扱う薬局）
- ガソリンスタンド
- 常設の市場（ウェットマーケット）や歩道店舗
- 国家戦略的利益に関与する事業
- 布地屋、レストラン（高級店でない）、ビストロ、宝石店など

新ガイドラインでは、ブミプトラに考慮した項目もみられる。例えば、「業界へのブミプトラ参加支援に関する方針と計画を各社が明確にしなければならない」との記述がみられるほか、資本規制は撤廃するがブミプトラ取締役を任命するという条件などが継続している。（ハイパーマーケットや専門店など、業種によって営業時間や禁止項目などの条件が異なる。）

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、マレーシアのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

サービス産業27分野での外資制限の撤廃等の一連のマレーシアの規制緩和については、保護主義的な動きに対抗するものとして高く評価されるものである。他方で、コンビニエンスストア等、上記の外資参入禁止業種においては、日本企業は依然として現地企業との合弁という形でも参入することができない。

マレーシア首相が2011年10月に行った2012年度予算案の議会演説において、17分野のサービス分野サ

ブセクターの外資規制緩和を 2012 年から段階的に行うと発表した。その後、2012 年 1 月には、9 つのサブセクター（①会計・税務サービス、②クーリエ・サービス、③デパート・専門店サービス、④焼却サービス、⑤私立病院サービス、⑥技能訓練サービス、⑦通信サービス、⑧技能・職業訓練サービス、⑨技能・職業訓練サービス（特別支援を必要とする生徒向け））が自由化され、外資が 100%まで認められ、外国人の専門家の入国も認められた。2012 年 11 月 16 日には、さらに 6 つのサブセクターの外資規制緩和の予定が発表された。6 つのサブセクターのうち、①法務サービスに関しては、入国審査等の基準を満たせば、外国人弁護士・外国弁護士事務所の進出や国際的なパートナーシップが認められる予定となっている。②専門医サービス、③歯科専門医サービス、④インターナショナル・スクール・サービス及び⑤私立大学サービスに関しては、外資 100%まで認められる予定となっている。⑥電気通信サービス（ネットワーク設備事業者免許及びネットワーク・サービス事業者免許）に関しては、上述の通り、外資 70%まで認められる予定である。17 分野のうち、残る 2 分野のサブセクター（建築及びエンジニアリングサービス）及び外資規制緩和が検討されている新規サブセクター（建築積算士）に関しては、関連法の改正が承認され次第発表される見込みとなっていたが、エンジニアリングサービスについては 2014 年の The Registration of Engineers (Amendment) Act 2014 および同法の施行規則である The Registration of Engineers (Amendment) Regulations 2015 (“Amended REA Legislation”) が 2015 年 7 月 31 日に施行され、少なくとも 70%を認証エンジニア（Professional Engineers with Practicing Certificates、外国人も 6 ヶ月居住していれば登録可能）が出資すれば、外資 100%でエンジニアリングコンサルタント業務（Engineering Consultancy Practice）が可能となった。我が国は、外資規制に関する法律改正の動向・実施状況等を注視するとともに、引き続き二国間政策対話等により、更なる外資規制の緩和を働きかけている。

<図表 I-3-3> プミプロトラ資本規制が撤廃されたサービス産業 27 分野 (2009 年 4 月 22 日発表)

○電子計算機及び関連のサービス

1. ハードウェア設置に関連する相談サービス (CPC841)
2. ソフトウェア実行サービス (システムとソフトウェアのコンサルサービス、システム分析、システムデザイン、プログラミング、システムメンテナンスサービス) (CPC842)
3. データ処理サービス (インプットプリパレーションサービス、データ処理および集計、時分割サービス、その他データ処理サービス) (CPC843)
4. データベース・サービス (CPC844)
5. メンテナンス・修理サービス (CPC845)
6. その他サービス (データ準備、訓練、データ復旧、クリエイティブコンテンツ開発) (CPC849)

○健康・社会事業にかかわるサービス

7. 獣医師サービス (CPC9320)
8. 養護施設による老人および身障者対象の社会福祉サービス (CPC93311)
9. 施設による子どもを対象とした社会福祉サービス (CPC93312)
10. 子どものデイケアサービス (CPC93321)
11. 身体障害者を対象とする職業リハビリテーションサービス (CPC93324)

○観光サービス

12. テーマパーク (CPC96194)
13. 会議および展示会場センター (収容人数 5,000 人以上) (CPC87909)
14. 旅行会社およびツアー運行サービス (国内旅行のみ) (CPC7471)
15. ホテルおよびレストランサービス (4 つ星、5 つ星ホテルのみ) (CPC64110、CPC64199)
16. 食物の給仕サービス (4 つ星、5 つ星ホテルのみ) (CPC642)
17. 敷地内での消費を目的とした飲料提供サービス (4 つ星、5 つ星ホテルのみ) (CPC643)

○道路運送サービス

18. 貨物運送サービス (自家用運送、自社の製品を運送する目的のもの) (CPC7123)

○スポーツとその他レクリエーションに関するサービス

19. スポーツに関するサービス (スポーツイベントプロモーションと組織サービス) (CPC9641)

○ビジネスサービス

20. 地域流通センター (CPCP87909)
21. 国際調達センター (CPC87909)
22. 技術検査および分析サービス (CPC8676)
23. 経営コンサルサービス [一般、金融 (ビジネス税制を除く)、マーケティング、人的資源、生産、PR サービス] (CPC8650)

○運転者を伴わない賃貸サービス

24. 船舶関連 (カボタージュ、オフショア貿易を除く) (CPC83103)
25. 国際配送を目的とした乗組員を伴わない貨物船賃貸 (裸用船) (CPC83103)

○内陸水路における運送

26. 海上エージェントサービス (CPCP7454)
27. 船の引き上げおよび離礁 (CPC7454)

5. フィリピン

数量制限

未加工鉱石に対する輸出制限

2014年にフィリピン議会に提出された鉱業法改正法案は、インドネシア新鉱業法と同様、未加工鉱石の国内製錬義務や未加工鉱石の輸出禁止等を課すものであり、協定整合性に疑念のある鉱石の輸出制限が拡散しつつあることが懸念されるため、我が国は、引き続きフィリピン議会の動向を注視しつつ、二国間協議等の場で国際ルールに則った対応を促していく。詳細は2017年版不公正貿易報告書118頁参照。

関税

関税構造

*本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の譲許税率は、繊維製品（最高50%）、電気機器（最高50%）等、譲許税率の高い品目が見受けられ、2018年の非農産品の単純平均譲許税率は23.4%と高水準である。また、非農産品の譲許率は低く61.9%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

フィリピンは1980年から関税構造の改革を進め、一部の農水産品を除く実行税率を2004年までに5%に統一することを明らかにしていた。しかし、フィリピン政府は2003年、関税率の見直しを実施することを決定し、1,000品目以上の実行税率が引き上げられ、自動車（最高30%）、電気機器（最高30%）、一部の繊維製品（最高20%）等の高関税品目が存在する。な

お、2018年の非農産品の単純平均実行税率は5.6%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高めるといった観点からは、上記のようなタリフピーク（第II部第5章1.(1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の関税撤廃対象品目の拡大を目指して、2012年5月からITA拡大交渉が開始され、2015年12月に妥結した。対象品目201品目の関税撤廃は2016年7月から順次開始され、2019年7月時点では約90%の関税が撤廃され、2024年1月には、全201品目の関税が55メンバーについて完全に撤廃されることになる（詳細は、第II部第5章2.(2)ITA（情報技術協定）拡大交渉を参照）。フィリピンについては、2017年7月から対象品目の関税撤廃を開始した。例えば、フィリピンが関税撤廃する品目のうち関税が高い品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類（50%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目について、関税が段階的に撤廃され、2023年に完全に撤廃されることになる。

なお、2008年12月に日フィリピンEPAが発効したことにより、我が国から輸出するほとんどすべての自動車、すべての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃されるなど、市場アクセスの改善が図られた。

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法 (RA8179) により定められた外国投資ネガティブリストとして定期的に改訂されている。2018年10月、執筆時点で最新となる第11次外国投資ネガティブリスト (FINL: Foreign Investment Negative List) が公表された。

主なポイントは、

- ー建設業が従前の25%から40%まで可能になった、
- ー通信業が従前の20%から40%まで可能になった、
- ー小売業は不変だった、

日本企業の関心が高い小売業については、2018年11月、ドゥテルテ大統領が外資規制を解除するために迅速な対応をとるよう指示した項目の1つ (大統領通達第16号) であるが、今般の第11次外資規制リストでは規制緩和されなかった。この点、貿易産業大臣はまずは個別の法律 (小売を規制している小売自由化法) を改正したいと述べている。

また、フィリピン下院は2018年12月、2000年小売自由化法の改正法案を承認。最低払込資本金を現行の250万ドルから20万ドルに引き下げるといふもの。なお、上院での審議スケジュールは執筆時点で未定。フ

ィリピンにおけるその他の外資制限は<図表 I-3-4>のとおりである。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、フィリピンのサービス協定の約束に反しない限り WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

日比 EPA 締結後に、商船企業によるフィリピン人技術者育成学校の開校の動きや、IT 分野でのコールセンター事業への参入等、我が国サービス業の進出が見られる。

2016年6月に発足したドゥテルテ政権は、政権運営の柱となる「主要社会経済政策10項目」の1つとして「外国資本に関する憲法規定の緩和など、競争力強化と規制緩和を行い、海外直接投資の呼び水とする」ことを掲げており、前述のとおり、2018年10月に第11次外国投資ネガティブリストが公表された。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話や RCEP (東アジア地域包括的経済連携) 交渉、日比 EPA 交渉のフォローアップ会合等により、これら外資規制の緩和を働きかけているところである。

<図表 I-3-4>フィリピンにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	<p>銀行分野の外資規制は、従来、以下の2つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国銀行自由化法 (Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines) (1994年5月成立) ・2000年一般銀行法 (General Banking Law of 2000) (2000年5月成立) <p>しかし、2014年7月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律 (Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第10641号) が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の3つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内銀行の買収 (外銀による100の出資。60%の出資比率上限の撤廃。) ・新規現地法人の設立

分野	規制の概要
	<ul style="list-style-type: none"> 支店の開設（支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃）
保険	<ul style="list-style-type: none"> 2001年12月に発出された Department Order No. 31-01（その後2006年の Department Order No. 19-06 及び No. 27-06 で一部改正）では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012年6月の省令により、外資による出資比率に抛らず一律となった（2013年に法制化）。 再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。 2016年8月に共和国法 10881 号が成立し、ノンバンク（ファイナンス会社（Financing companies）、貸金業者（Lending companies）、証券引受会社（Investment houses）及び保険査定業者（Insurance adjustment companies））について、外資規制が撤廃された。それ以前は、ファイナンス会社については60%、貸金業者及び証券引受会社については過半数未満（49%）、保険査定業者については40%という外資出資比率の上限が設けられていたが、これらの業種について外資100%による進出が可能になった。
建設	<p>外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないが、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law（CLL 法）（RA 4566）で、貿易産業省（Department of Trade and Industry）管轄の、建設業を統括している建設産業庁（Construction Industry Authority of the Philippines）の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board）から建設許可証を入手しなければならない。また、CLL 法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可（Regular License）が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限り有効な許可（Special License）が与えられる。一方、フィリピン国内で資金供与を受ける公共工事（国際入札案件を除く）に関しては、「第11次外国投資ネガティブリスト（2018年10月発効）」に基づき、外資比率25%以下に制限されている。</p>

6. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

外国からミャンマー国内への投資を行う際の基本法である外国投資法（1988年11月制定）の改正案が2012年11月2日に成立した。その後、2016年10月に外国投資法と内国投資法が統合された改正投資法が成立した。

2017年4月10日に公表された投資法に基づくミャンマー投資委員会（MIC）から投資規制業種通達（No. 15/2017）において、「連邦政府のみが実施するものとされている投資活動」9業種、「外国投資家による実施が許されない投資活動」12業種、「ミャンマー国民またはミャンマー国民が有する事業体との間の合弁投資の形でのみ外国投資が認められる投資活動」22業種、「関連省庁からの承認を受けることによる許される投資活動」126業種が、投資を制限する業種として規定されている。

<懸念点>

ミャンマー政府は、WTO サービス貿易協定（GATS）上の自由化約束において、ほとんどのサービスについて自由化約束をしていない（観光サービス及び旅行に関連するサービス分野のみ一部自由化）。従って、今回の投資法の改正は、GATS 違反となるものではないが、WTO 及びサービス協定の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

改正前の2012年8月に、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業大臣との会談で外国投資法に対する懸念を表明した他、改正後の2013年2月には、ミャンマー国家計画経済開発大臣と経済産業副大臣との会談で、運用の透明性確保について要請した。

2014年1月31日には、外国投資家によるミャンマーへの投資手続きに係る MIC の許認可の具体的な流れを明確に示した通達であるミャンマー投資委員会通達 No. 2/2014 が公表された。この通達は、手続きの過程でサービス料が請求されないことも明記されるなど、かなり具体的な内容となっている。また、2015年1月には、ミャンマー商務省（Ministry of Commerce）により Notification 96/2015 が出され、肥料、種子、殺虫剤/駆除剤、医療機器の4つのカテゴリについて、外国企業がミャンマー企業とのジョイントベンチャーを設立することを条件として、外資企業の参入が認められた。なお、外資持ち分の規制は、通達上特段言及されていない。

2016年10月18日に成立した外国投資法と内国投資法が統合された改正投資法では、具体的な外国人による出資比率の制限などは今後 MIC の Notification や各政府機関の業法などで規定されることとなっており、2017年6月に商業省が発表した貿易業に関する通達において、肥料、種子、殺虫剤、医療機器および建設資材の5品目に関し、単独資本の外国企業による貿易業が認められた。2018年5月には商業省より、Notification No. 25/2018 が出されており、外国企業による参入が従来認められてこなかった小売業・卸売業について一定の条件はあるものの解禁されることとなった。

また、新会社法が2017年12月に成立、2018年8月に施行されている。同法により、従来は1株でも外資が保有する会社は外国企業として外資規制の対象となっていたが、外資からの出資が35%までの場合には国内企業と同じ扱いを受けることとなった。

保険分野では、2019年1月に外資企業参入に係る方針が政府より発表され、同年11月に生損保の外資企業参入（5社は100%子会社、6社は内資保険会社との合弁）が実現した。

今後、我が国は、引き続き投資法関係諸規定の動向を注視するとともに、投資法の改正を理由に、現在ミャンマーに進出している日系企業の活動が阻害されないよう、運用も注視していく。さらに、二国間協議等を通じ、法律の運用の透明性確保を引き続き促してい